

# 奨学生のしおり

公益財団法人 島根県育英会

## はじめに

あなたは、このたび島根県育英会の奨学生に採用され、奨学金の貸与を受けることとなりました。

この奨学金は、大学等に進学したみなさんが自立して学ぶことを援助するもので、奨学金の財源は島根県及び県内市町村からの出捐金、企業等からの寄付金を原資に、奨学生からの返還金でまかなわれています。

貸与を受けた奨学金は、みなさんが社会人となってから返還することによって、新たな奨学生に引き継がれていくものです。

島根県育英会は、みなさんが在学中から奨学金の返還についてその責任を自覚し、有意義な学生生活を全うされるとともに、卒業後はふるさと島根を愛する社会人として活躍されることを期待しています。

このしおりには、あなたが奨学生として採用され、奨学金の貸与開始から貸与終了までの期間内の諸手続きと、奨学金の返還について記載しております。

全体を通してよく読んで、大切に保管してください。

なお、しおりの記載内容は変更される場合があります。最新の内容は、育英会のホームページ等で確認してください。

また、不明な点は下記の島根県育英会に照会してください。

### 奨学生覚書

奨学生番号	島奨第	一	号
氏名			

公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階  
TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089  
E-mail info@shimane-ikuei.or.jp  
URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>

## 目 次

### 奨学生のしおり

1 基本的事項	2
2 進学届の提出	2
3 奨学金返還誓約書（借用証書）・預（貯）金口座振替依頼書の提出	2
4 奨学金の交付	4
5 貸与中の報告・届出義務と貸与の休止等	5
6 貸与終了＝貸与奨学金返還確認票の送付	7
7 奨学金の返還	7
8 時効更新の効力	7
9 管轄の合意	7
島根県育英会奨学金貸与規程	8
報告・届出等の様式	17

## 1 基本的事項

### (1) 奨学生番号について

奨学生番号は、島根県育英会（以下「育英会」という。）の奨学金奨学生となったあなたの固有の番号です。育英会への届け出や問い合わせの際には、必ず奨学生番号と氏名の両方で確認することになりますから、前ページの覚書欄に記入し、また、記入、押印後の「奨学金返還誓約書（借用証書）」をコピーし、貼付しておいてください。あなたの奨学生番号は、奨学生決定通知書に記載しております。

### (2) 貸与月額と交付方法

貸与月額は、奨学生決定通知書に記載された額ですが、2か月分以上を合わせて交付することとなります。

交付方法は、あなたから届け出のあった金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の指定の口座に振り込みます。

### (3) 貸与の始期及び終期について

奨学金の貸与期間は、奨学生決定年度に入学した月（または進級した月）から、在学する学校の最短修業年限の最終月までです。（大学院生は2年間限りです。）

### (4) 貸与額の通知について

貸与期間中の貸与額については、毎年度最終振込み後にお知らせします（1月末頃）。ただし、最終貸与年度は、貸与奨学金返還確認票により貸与総額をお知らせします。

### (5) 貸与期間中の報告等の義務

貸与期間中は、毎年度修学状況の報告義務があります。

また、連帯保証人の変更等や、休学等修学状況に異動が生じた場合には、その届出義務があります。

詳細は、その様式も含めて後述します。

### (6) 貸与の休止等

修学の状況等によっては、奨学金の貸与を休止、停止、取り消しを行うことになりますので、注意してください。

詳細は後述します。

### (7) 奨学金返還の手続

貸与期間の終期（最終振込み後）に、貸与奨学金返還確認票の送付とともに返還についての手続きを案内します。

## 2 進学届の提出

奨学生採用候補者の決定通知を受けた人は、進学（または、進級）後、速やかに進学届を提出してください。

## 3 奨学金返還誓約書（借用証書）・預（貯）金口座振替依頼書の提出

奨学金返還誓約書（借用証書）（以下「返還誓約書」という。）は、借用金額と保証関係及び返還方法を確認するものです。

奨学生採用候補者は進学届を提出後、奨学生決定通知を受けたのち、返還誓約書、預（貯）金口座振替依頼書を提出していただきます。返還誓約書は、連携保証人と連署の上、提出年

月日を忘れずに記入してコピーをとった後、本書を育英会へ提出してください。

返還誓約書のコピーは、このしおりの表紙裏の該当箇所に貼って**保管**してください。

#### (1) 借用金額

奨学生として**貸与を受ける奨学金の総額**です。金額を訂正することはできません。ただし、貸与額の変更がある場合は、別途、「奨学金貸与月額変更願」により手続きを行うこととなります。変更が必要な場合は、育英会（☎0852-28-1981）まで連絡をしてください。

#### (2) 本人の住所・氏名・印

住所は、記入日現在の住民登録地を記入してください。（印鑑登録証明書添付）

**氏名等すべての記入は自署、印鑑は実印とします。**

#### (3) 第一連帯保証人

奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。

本人の父母またはこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者で、出願手続き時、願書に記入していただいた人です。

**氏名等すべての記入は自署、印鑑は実印とします。**

#### (4) 第二連帯保証人

本人や第一連帯保証人が返還できなくなった場合、本人に代わって返還する人です。

第一連帯保証人と世帯が別で、奨学生採用年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む身元確実な成年者とし、出願手続き時、願書に記入していただいた人です。

**氏名等すべての記入は自署、印鑑は実印とします。**

#### (5) 印鑑登録証明書の添付

本人、第一連帯保証人及び第二連帯保証人の実印に係る印鑑登録証明書を各1通添付してください。（発行から3か月以内の原本）

#### (6) 貸与の条件について

奨学生本人が学部名・学科名・学年を記入し、貸与の条件に誤りがないか確認をしてください。

#### (7) 返還の条件について

返還は、**貸与期間が終了した月の翌月から起算して6か月経過の翌月**（一般的には3月に卒業してその年の10月）から始まり、貸与を受けた3倍以内の期間で返還していただくことになります。

「奨学金返還メニュー」を参考にして、自分が最も返還しやすい方法を選んで記入してください。

奨学金の返還日は、20日です。この日に口座振替により引き落とします。（その日が金融機関休業日のときは、翌営業日となります）

#### (8) 返還金の口座振替について

奨学金の返還は、金融機関の口座振替の方法によると定められております。返還金の振替口座をどこにするか、提示の7機関のうちから指定してください。

なお、振替口座は本人のものとします。

### 【金融機関、口座振替手数料一覧】

金融機関名	口座振替手数料	金融機関名	口座振替手数料
山陰合同銀行	55円	日本海信用金庫	55円
島根銀行	55円	西中国信用金庫	55円
しまね信用金庫	55円	ゆうちょ銀行	33円
島根中央信用金庫	55円	※手数料は変更になる場合があります。	

### (9) 口座振替用紙の提出について

希望する金融機関が決まりましたら、「預（貯）金口座振替依頼書 自動払込利用申込書⑩」に必要事項を記入し、奨学金返還誓約書（借用証書）とあわせ、3枚とも育英会に提出してください。（直接、金融機関には提出しないでください）

### (10) 口座振替手数料について

口座振替手数料は本人負担となっており、返還金額と合わせて振り替えます。消費税を含む口座振替手数料は、【金融機関、口座振替手数料一覧】のとおりです。（毎月10,000円の割賦金をゆうちょ銀行で返還の場合は、10,033円が口座から引き落としとなります。）

※口座振替手数料は状況により変更することがあります。育英会のホームページ等で確認してください。

## 4 奨学金の交付

### (1) 奨学金の振込

奨学金は、あなたから提出された金融機関口座届により指定の口座に振り込みます。振込予定日は次表のとおりです。

育英会や金融機関からの振込通知はありませんので、通帳等を確認してください。

やむを得ない理由で、振込口座の変更をしたいときは、育英会へ連絡してください。また、金融機関の統合・合併等により、金融機関名・支店名等に変更が生じた場合にも連絡してください。

奨学金振込予定表

奨学金区分		振込予定日
第1回	4・5月分	5月20日
第2回	6・7月分	7月20日
第3回	8・9月分	9月20日
第4回	10・11月分	11月20日
第5回	12～3月分	1月20日

注1：振込予定日は、都合により遅れることがあります。

2：上記の日が土・日・祝日のときは、直前の平日となります。

### (2) 奨学金の受取方法

振り込まれた奨学金の受け取りは、一般の普通預金の払い出し手続と同じです。キャッシュカードで引き出すこともできます。

通帳、印鑑及びキャッシュカードは、盗難等に十分注意してください。

## 5 貸与中の報告・届出義務と貸与の休止等

### (1) 進級確認書、修得単位証明書、生活状況書の提出

貸与開始の翌年から、毎年4月末までに次の書類①②③を育英会に提出してください。提出のない場合は、送金を停止することがあります。

- ① 進級確認書 → (様式7) をコピーして使用。在学する学校の証明を受けてください。
- ② 修得単位証明書 → 在学する学校の様式による。

(上記①・②が、学校の様式で両方記載されている場合は、その様式のみでも構いません。)

- ③ 生活状況書 → (様式8) をコピーし、あなたが必要な個所を記入してください。

**進級できず留年となった場合または、1年間の修得単位が30単位に達していなかった場合（大学院は15単位未満）は、奨学金の貸与を休止することになります。**

その後に進級または修得単位不足が解消されたときは、それが休止の日から2年以内であれば貸与復活願（校長が証明する文書添付）(様式11)の提出により、奨学金の貸与を復活することができます。

※①③は、後述の(5)奨学金交付額の通知(P7)に同封します。活用してください。

### (2) 奨学生異動届の提出

次の事由が生じた場合は、直ちに奨学生異動届(様式9)（以下「異動届」という。）を提出してください。

異動届には、第一連帯保証人が第二連帯保証人のいずれかの連署が必要です。

届出の内容により、奨学金の貸与を休止等することになります。

- ① 休学するとき（修得単位に加算される留学の場合は届出不要）

休学の初日の属する月の翌月から、奨学金の貸与が休止となります。

復学した場合は、改めて復学した旨の異動届と休学が2年以内であれば貸与復活願(様式11)の提出により、奨学金の貸与を復活することができます。

- ② 転学するとき

転学した日をもって奨学金を辞退したものとみなし、その日の属する月で貸与期間が終了となります。

ただし、特別の事情がある場合には、選考委員会に諮り、理事長が認めた場合に限り、引き続き貸与を受けられる特例規定があります。

- ③ 長期の欠席をするとき

長期欠席の初日の属する月の翌月から、奨学金の貸与が休止となります。

(長期とは、おおむね2か月以上をいいます。)

長期欠席の事由が解消し出席できることとなり、貸与復活願(様式11)が提出されたときは貸与を復活することができます。

- ④ 退学するとき

学校を中途で退学した日をもって、奨学金を辞退したものとみなし、その日の属する月で貸与期間が終了となります。

- ⑤ 退学の処分を受けたとき

退学処分を受けた日をもって、奨学金貸与の取り消しとなり、その日の属する月で貸与期間が終了となります。

⑥ 停学その他の処分を受けたとき

処分の内容、理由、期間等により、奨学生の貸与を停止することがあります。

⑦ 日本学生支援機構（給付型を除く）の奨学生になったとき（ただし、中筋給付特待生を除く）

育英会の奨学生は、日本学生支援機構の奨学生（給付型を除く）との併給を認めていないので、日本学生支援機構の奨学生に決定された日をもって、育英会の奨学生を辞退したものとみなし、その日の属する月で貸与期間が終了となります。

ただし、特別の事情がある場合には、選考委員会に諮り、理事長が認めた場合に限り、引き続き貸与を受けられる特例規定はありますが、ここ数年間では認められていません。

⑧ 連帯保証人を変更する必要が生じたとき

★第一連帯保証人又は第二連帯保証人の死亡その他の事由で変更する場合は、育英会（☎ 0852-28-1981）までお問い合わせください。

異動届にあわせて、本人および変更後の連帯保証人の自署押印（実印、印鑑登録証明書添付）による奨学生返還者異動届・1（様式14）（以下「返還者異動届・1」という。）の提出が必要となります。

※印鑑登録証明書は発行から3か月以内の原本

⑨ 本人または連帯保証人の住所変更等があったとき

住所や氏名等に変更があった場合は、その都度、異動届、奨学生返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）（様式14）（以下「返還者異動届・2」という。）を提出してください。書類の提出にあわせて、変更内容により次の書類を添付してください。返還者異動届・2の本人欄は本人の変更事項がない場合でも記入が必要です。

- ・各欄を記入もれのないよう自署で記入
- ・住所変更の場合は住民票を添付する
- ・姓変更の場合は戸籍抄本を添付する

※いずれの添付書類も発行から3か月以内の原本

(3) **奨学生の辞退**

家計の好転等で、育英会の奨学生が不要になる場合、奨学生はいつでも奨学生辞退届（様式12）を提出することにより、奨学生を辞退することができます。

退学、転学、日本学生支援機構奨学生への切り替えの場合は、原則として前述の奨学生異動届（様式9）の提出だけで奨学生の辞退扱いとなります。

辞退または辞退扱いとなるまでに貸与を受けた奨学生については、直ちに返還の手続を進めていただくことになります。

(4) **奨学生貸与の取り消し**

次の場合、奨学生貸与の取り消しとなります。

- ①退学処分を受けたとき ②奨学生の貸与が休止または停止となって2年が経過したとき ③死亡したとき ④奨学生願書に虚偽の記載または故意に記入しなかったとき ⑤奨学生異動届を提出せず、不正に貸与を受けたとき ⑥病気等により修学不能と認められるとき ⑦学業成績の不振、性行不良、責務の不履行等奨学生としてふさわしくないと認められるとき ⑧奨学生の貸与が不要と認められるとき  
(上記のうち⑤～⑧については、状況により取り消しとならない場合もあります。)

取り消しとなった場合、それまでに貸与を受けた奨学金について、直ちに返還の手続を進めていただくことになります。

**(5) 奨学金交付額の通知について**

毎年、その年の最後の送金（振込み）後にお知らせします。交付（貸与・給付）内容を確認してください。

★また、進級確認書（様式7）、生活状況書（様式8）を同封します。修得単位証明書と合わせ毎年度4月末までに提出してください。（P5にて前述）

**6 貸与終了＝貸与奨学金返還確認票の送付**

奨学金の最終振込み後に、貸与奨学金返還確認票を送付します。（卒業年度の1月末頃）  
貸与の内容について、しっかりと確認をしてください。

**7 奨学金の返還**

貸与奨学金返還確認票に同封の「奨学金返還のてびき」に記載しておりますので、それに従ってください。

**8 時効更新の効力**

奨学生又は連帯保証人のいずれかに時効の更新事由が生じたときは、その時効更新の効力は当該更新事由の生じた者以外の奨学生又は連帯保証人にも及ぶこととします。

**9 管轄の合意**

民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

# 公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 奨学金の貸与の申請、選考、決定等（第5条～第9条）
- 第3章 奨学金の貸与等及び貸与期間中の報告等（第10条～第18条）
- 第4章 奨学金の返還等及び返還期間中の報告等（第19条～第26条）
- 第5章 奨学金の返還免除及び手続（第27条～第29条）
- 第6章 補則（第30条）

## 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

**第1条** この規程は、公益財団法人島根県育英会定款（平成23年4月1日施行）第3条に規定する目的を達成するため、本県出身の優秀な学生等で経済的な理由により修学困難な人に対し、奨学金を貸与するために必要な手続等を定めるものとする。

### （用語の定義）

**第2条** この規程において「奨学金」とは、在学中の経済的負担を軽減するために貸与する金銭をいう。

2 この規程において「奨学生」とは、奨学金の貸与を受ける人をいう。

3 この規程において「学生等」とは、次の各号のいずれかの学校（通信による教育課程及び別科を除く）に在学する本県出身の優れた学生又は生徒であって、修学に耐えることができる心身を有し、かつ、経済的理由により修学が困難である人をいう。

(1) 大学院

(2) 大学

(3) 短期大学

(4) 高等専門学校（第1学年から第3学年までの学年を除く。）

(5) 専修学校の専門課程（外国の大学の日本分校を除く。）

4 この規程において「本県出身」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 学生等の住所が島根県内に通算して5年以上ある場合

(2) 父母又はこれに代わる人の住所が島根県内にある場合

(3) 前2号に準ずる人として選考委員会において特に認めた場合

5 第3項に定める学生等であっても次の各号のいずれかに該当する人は、この規程に基づく奨学生の対象とはしない。

(1) 奨学金の貸与を受けようとする期間が2年未満である人

(2) この規程に定める奨学金の貸与を受けたことがある人

(3) 同一世帯に属する他の世帯員が現にこの規程に定める奨学金の貸与を受けている場合

### (貸与月額及び利息)

**第3条** 奨学金の貸与月額は、3万円、4万円、5万円、6万円又は7万円のうち、奨学生がいずれかを選択し、理事長が決定した額とする。

**2** 奨学金は、無利息とする。

### (連帯保証人)

**第4条** 奨学金の貸与を受けようとする学生等（以下「奨学生志望者」という。）は、連帯保証人2人を立てなければならない。

**2** 前項の連帯保証人は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第一連帯保証人 本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者
- (2) 第二連帯保証人 当該年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む身元確実な成年者

**3** 理事長は、必要があると認める場合は、奨学金の貸与を受けた学生等に対し、連帯保証人の追加又は連帯保証人の変更を求めることができる。

## 第2章 奨学金の貸与の申請、選考、決定等

### (奨学生願書の提出)

**第5条** 奨学生志望者は、第一連帯保証人と連署の上、別に定める奨学生願書（以下「奨学生願書」という。）を別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

**2** 前項の規定により提出する奨学生願書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

- (1) 奨学生志望者の属する世帯の全員に係る所得を証する書類（以下「所得証明書」という。）
- (2) 個人調査報告書又は学業成績表（以下「調査書等」という。）

**3** 調査書等は、次の各号の奨学生志望者に応じ当該各号に定める学校等の長が証明したものでなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した人（卒業見込みの人を含む。） 当該高等学校の長
- (2) 第2条第3項に定める学生等である人 当該学校等の長
- (3) 高等専門学校の第3学年に在学する人又は高等専門学校を卒業した人 当該高等専門学校の長
- (4) 専修学校の高等課程を卒業した人（卒業見込みの人を含む。）当該専修学校の長

### (大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者の願書の提出の特例)

**第6条** 奨学生に採用されることを志望する大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者は、奨学生願書（第一連帯保証人が連署したもの）に所得証明書と大学受験等に必要な大学入学資格検定合格成績証明書（大学入学資格検定規程第10条第2項に定める検定合格成績証明書をいう。）又は高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書（高等学校卒業程度認定試験規則第10条第2項に定める認定試験合格成績証明書をいう。）を添えて、別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

### (奨学生願書の取下届の提出)

**第7条** 奨学生願書を提出した人（以下「出願者」という。）は、奨学生願書の提出後奨学生の決定通知を受ける日の前日までに、別に定める奨学生願書取下届を理事長に提出することにより、奨学生願書を取下げができる。

**2** 出願者は、奨学生願書を提出した日から奨学生の決定通知を受ける日の前日までにおいて、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、奨学生願書取下届を理事長に提出しなければならない。

- (1) 学校に入学しなかったとき。
- (2) 学校の前学年から進級しなかったとき又は前学年までの修得単位数が1学年当たり30単位未満（大学院生にあっては、15単位未満）であったとき。
- (3) 日本学生支援機構の奨学生（給付型を除く）になったとき。ただし、中筋給付特待生は除く。

### (奨学生の選考及び決定)

**第8条** 選考委員会は、出願者のうち、特に優れた学生等で経済的理由により著しく修学が困難である人を選考するものとする。

**2** 前項の規定により行われる選考は、次の各号の判定に基づくものとする。

- (1) 特に優れた学生等であるかどうかについての総合判定
- (2) 著しく修学が困難であるかどうかについての判定

**3** 奨学生は、選考委員会の議を経て理事長がこれを決定する。

**4** 理事長は、前項の規定により奨学生を決定した場合は、出願者に文書で通知するものとする。

### (進学届の提出)

**第9条** 奨学生の決定通知を受けた学生等は、別に定める進学届を理事長に提出しなければならない。

### (返還誓約書（借用証書）・預貯金口座振替依頼書等の提出)

**第10条** 第9条に規定する進学届を提出した学生等は、理事長が指定する期限までに別に定める返還誓約書（借用証書）（第一連帯保証人及び第二連帯保証人と連署、押印したもの。以下「返還誓約書」）並びに別に定める預貯金口座振替依頼書を理事長に提出しなければならない。

**2** 返還誓約書を提出する場合は、学校の在学証明書、奨学生本人及び第一連帯保証人並びに第二連帯保証人の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

## 第3章 奨学金の貸与等及び貸与期間中の報告等

### (貸与期間)

**第11条** 奨学金の貸与期間は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める月（以下「貸与開始月」という。）から在学する学校の最短修業年限の最終月までとする。ただし、大学院生にあつ

ては2年間を限度とする。

- (1) 奨学生決定年度において学校に入学した人 入学した月
- (2) 奨学生決定年度において在学する学校の前学年から進級した人 進級した月

#### (奨学生の交付)

**第12条** 奨学生は、2か月分又は4か月分を合わせて交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

2 奨学生の交付は、金融機関に委託して行うものとする。

#### (貸与額の通知)

**第13条** 奨学生の貸与月額並びに貸与総額は、毎年度1月以降奨学生本人に送付する貸与額通知書により通知するものとする。ただし、最終貸与年度においては、奨学生の最終送金終了後奨学生本人に送付する貸与奨学生返還確認票により通知するものとする。

#### (貸与月額の変更)

**第14条** 奨学生の貸与月額の変更は、別に定める島根県育英会奨学生貸与月額変更願（奨学生が未成年者の場合にあっては、その親権者又は後見人が連署、押印することを要し、当該奨学生貸与月額変更願により貸与総額が変更前より増額する場合にあっては、第一連帯保証人及び第二連帯保証人が連署、押印することを要する。）を奨学生が提出することにより行うものとし、当該変更適用月は理事長が別に定めるものとする。

2 前項に規定する奨学生貸与月額変更願を提出する場合は、別に定める必要書類を添付するものとする。

#### (進級確認、学業成績及び生活状況の報告)

**第15条** 奨学生は、毎年度、理事長が別に定める期日までに、在学する校長が証明する進級確認書及び修得単位確認書並びに理事長が別に定める生活状況書を理事長に提出しなければならない。

#### (奨学生異動届)

**第16条** 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、第一連帯保証人又は第二連帯保証人と連署の上、別に定める奨学生異動届を理事長に提出しなければならない。

- (1) 休学（修得単位に加算される留学を除く。以下同じ。）をするとき又は休学中の人が復学をしたとき。
- (2) 転学をするとき。
- (3) 長期の欠席をするとき。
- (4) 退学をするとき。
- (5) 退学の処分を受けたとき。
- (6) 停学その他の処分を受けたとき。
- (7) 日本学生支援機構奨学生（給付型を除く）になったとき。
- (8) 第一連帯保証人又は第二連帯保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。

- (9) 本人又は第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人の住所その他の事由に変更があったとき。

#### (貸与の休止又は停止)

**第17条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日の属する月の翌月から奨学金の貸与を休止する。

- (1) 進級しなかったとき又は前学年までの修得単位数が1学年当たり30単位未満（大学院生にあっては、15単位未満）であったとき。進級が認められなかった日又は修得単位数の不足が認定された日

- (2) 休学をしたとき。 休学の初日

- (3) 長期の欠席をしたとき。 長期の欠席の初日

2 奨学生が停学その他の処分を受けた場合は、その処分を受けた日の属する月の翌月から奨学金の貸与を停止することがある。

3 理事長は、奨学金の貸与を休止した場合又は奨学金の貸与を停止した場合は、本人にその旨を文書で通知するものとする。

#### (貸与の復活)

**第18条** 奨学生が、奨学金の貸与を休止又は停止された場合において、校長を通じて、これらの事由の消滅を理由として貸与の休止又は停止の解除を願い出たときは、貸与の休止又は停止の時から2年以内に限り、奨学金の貸与を復活させることができる。

2 理事長は、奨学金の貸与を復活させた場合は、本人にその旨を文書で通知するものとする。

#### (奨学金の辞退及び貸与期間の特例)

**第19条** 奨学生は、別に定める奨学金辞退届を理事長に提出することにより、奨学金を辞退することができる。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金を辞退したものとみなす。ただし、奨学生が第2号及び第3号の事由に該当する場合で選考委員会の議を経て理事長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 中途退学したとき。 中途退学した日

- (2) 転学したとき。 転学した日

- (3) 日本学生支援機構奨学生（給付型を除く）になったとき。（但し、中筋給付特待生は除く）日本学生支援機構の奨学生に決定された日

3 奨学金の辞退があった場合（辞退したものとみなされた場合を含む。）における奨学金の貸与期間は、貸与開始月から奨学金辞退届を提出した日又は奨学金を辞退したものとみなされた日の属する月までとする。

#### (奨学金貸与の取消し及び貸与期間の特例)

**第20条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金の貸与を取り消す。

- (1) 退学の処分を受けたとき。 処分を受けた日

- (2) 奨学生の貸与を休止又は停止された時から2年を経過したとき。 2年を経過した日
- (3) 死亡したとき。 死亡した日

**2** 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学生の貸与を取り消すことがある。

- (1) 奨学生願書に虚偽の事項を記入又は記入しなければならない事項を故意に記入しなかつたことにより、奨学生に決定されたことが判明したとき。 判明した日
- (2) 第16条第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに定める事由のいずれかに該当する場合において、奨学生異動届を提出せず、不正に奨学生の貸与を受けたことが判明したとき。 判明した日
- (3) 傷病などにより修学の見込みがないと理事長が認めたとき。 認めた日
- (4) 学業成績の不振、性行の不良、責務の不履行などにより、奨学生としてふさわしくないと理事長が認めたとき。 認めた日
- (5) 奨学生の貸与を必要としなくなったと理事長が認めたとき。 認めた日

**3** 奨学生の貸与の取消しをした場合は、本人にその旨を文書で通知する。

**4** 奨学生の貸与を取消した場合における奨学生の貸与期間は、貸与開始月から奨学生の貸与を取消した日の属する月までとする。

## 第4章 奨学生の返還等及び返還期間中の報告等

### (奨学生の返還)

**第21条** 奨学生を返還しようとする人（以下「奨学生返還者」という。）は、奨学生の貸与期間が終了した月の翌月から起算して6月を経過した月から、奨学生の貸与を受けた月数（奨学生の貸与を休止又は停止された月数を除く。）の3倍に相当する期間内に、貸与を受けた奨学生を返還しなければならない。

**2** 奨学生の返還は、次の各号の方法によらなければならない。

- (1) 年賦、半年賦、月賦その他割賦
- (2) 別に定める金融機関の口座振替

**3** 割賦の方法で奨学生を返還する場合の割賦金の額は、理事長が別に定める。

**4** 奨学生返還者が島根県内に居住したときは、理事長が別に定めるところにより、返還すべき奨学生の一部を免除することができる。

**5** 奨学生返還者が島根県奨学生返還助成制度の対象者となったときは、理事長が別に定めるところにより、返還すべき奨学生の全部又は一部を免除することができる。

**6** 奨学生返還者の申し出により理事長が必要と認めるものについては、別の返還期間及び返還方法を指示することができる。

### (奨学生の全部返還)

**第22条** 奨学生返還者が支払能力を有しているにもかかわらず、割賦金の額の返還を著しく怠ったと理事長が認める場合は、理事長が指定する期日までに返還未済額の全部を返還するよう文書で請求することができる。

### (奨学金の繰上げ返還)

**第23条** 奨学金返還者は、いつでも、貸与を受けた奨学金を繰り上げて返還することができる。

### (奨学金の返還猶予)

**第24条** 奨学金返還者が次の各号の事由により貸与を受けた奨学金の返還猶予を希望する場合は、別に定める奨学金返還猶予願にその事由を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第3項各号に定める学校に入学したとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者となったとき。
- (3) 災害又は傷病により奨学金の返還が著しく困難になったとき。
- (4) そのほか、止むを得ない事由により奨学金の返還が著しく困難になったとき。

**2** 理事長は、奨学金の返還を猶予する必要があると認めたときは、2年以内の期間（奨学金返還者が前項第1号の事由に該当する場合で理事長が認めたときにあっては、理事長が認める期間）を限度として返還の猶予をすることができる。

**3** 理事長は、前項の規定により奨学金の返還猶予をした場合は、本人にその旨を文書で通知する。

**4** 理事長は、第1項に定める事由により奨学金の返還の猶予をしている期間中に特に必要があると認める場合は、その事由を証する書類を提出させることができる。

### (割賦金に係る延滞金)

**第25条** 奨学金返還者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。ただし、割賦金が返還期日から起算して1月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還され、かつ、当該割賦金の延滞が発生した時点において、当該割賦金に係る奨学金の他の割賦金の返還を延滞していない場合にあっては、この限りではない。

**2** 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日当たり）5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、奨学金返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。

### (返還金の充当)

**第26条** 奨学金返還者から返還金の支払があった場合は、次の各号により、当該返還金を割賦金に充当する。

- (1) 返還期日の到来している割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来している割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来している割賦金については、返還期日の早く到来したものから充当する。
- (3) 返還期日の到来していない割賦金については、返還期日の早く到来するものから充当する。

#### (奨学生返還者の異動届)

**第27条** 奨学生返還者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、別に定める異動届を理事長に提出しなければならない。この場合においては、第10条第2項に準ずる書類を添付しなければならない。

- (1) 第一連帯保証人又は第二連帯保証人の死亡その他の事由により、当該第一連帯保証人又は当該第二連帯保証人を変更しようとするとき。
- (2) 本人、第一連帯保証人又は第二連帯保証人の住所その他の事項に変更があったとき。

#### (死亡届の提出)

**第28条** 現に奨学生である人又は奨学生返還者が死亡した場合は、相続人又は第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人は、直ちに、別に定める死亡届に死亡事実が記載された証明書等を添付して理事長に提出しなければならない。

### 第5章 奨学生の返還免除及び手続

#### (返還免除)

**第29条** 理事長は、現に奨学生である人又は奨学生返還者が死亡又は心身の障害により奨学生の返還ができなくなった場合において、相続人、第一連帯保証人又は第二連帯保証人の何れにも返還能力がないと認めるときは、当該奨学生又は当該奨学生返還者が貸与を受けた奨学生の返還未済額の全額又は一部の額の返還を免除することができる。

#### (返還免除の手続)

**第30条** 奨学生であった人又は相続人、第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人が奨学生の返還免除を受けようとする場合は、第一連帯保証人又は第二連帯保証人と連署の上、別に定める奨学生返還免除願を理事長に提出しなければならない。

**2** 奨学生返還免除願には、次の各号による書類を添付しなければならない。

- (1) 死亡によるときは、個人事項証明書その他公的な証明書
- (2) 心身の障害によるときは、当該障害の事実及び程度を証する医師等の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類

#### (返還免除の決定)

**第31条** 奨学生返還免除願の提出があった場合は、理事会がこれを審査のうえ返還免除を行うかどうかの決定をするものとする。

**2** 理事長は、前項の決定があった場合は、奨学生返還免除願を提出した人に文書で通知するものとする。

### 第6章 補 則

#### (実施細目)

**第32条** この規程の実施に関し必要な事項及び各種様式は、理事長が別に定める。

附 則  
(施行期日)

この規程は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則  
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
(既貸与者の取扱)

- 1 平成29年3月31日までに貸与を開始した奨学生は、理事長が別に定める期日までに返還誓約書（借用証書）を提出しなければならない。平成29年3月31日までに貸与が終了した人の中で、返還誓約書（借用証書）未提出の人については従前の例によるものとする。
- 2 返還誓約書に添付する書類については、第10条第2項に準ずるものとする。

附 則  
この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

---

様式1（規程第5条関係）島根県育英会奨学生願書	・	・	・	省略
様式2（規程第7条関係）奨学生願書取下届	・	・	・	省略
様式3（規程第9条関係）進学届	・	・	・	省略
様式4（規程第10条関係）返還誓約書（借用証書）	・	・	・	省略
様式5（規程第10条関係）預（貯）金口座振替依頼書	・	・	・	省略
様式6（規程第14条関係）島根県育英会奨学金貸与月額変更願	・	・	・	省略
様式13（規程第24条関係）奨学金返還猶予願	・	・	・	省略
様式14（規程第27条関係）奨学金返還者異動届	・	・	・	省略
様式15（規程第28条関係）死亡届	・	・	・	省略
様式16（規程第30条関係）奨学金返還免除願	・	・	・	省略

様式7（規程第15条関係）  
(このページをコピーして書類を作成してください。)

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

学 校 名 印

(取扱責任者)

## 進 級 確 認 書

のことについて、下記のとおり回答します。

記

1 令和 年度島根県育英会奨学生（採用年度）

学部・学科名	学年	氏名	進級	備考

※ 令和 年4月以降に進級することができる者について、進級欄に○印、留年者等については、備考欄に付記してください。学年欄は新学年を記入してください。

様式8（規程第15条関係）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※奨学生本人が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

## 生 活 状 況 書

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号 島奨第 - 号

住 所 〒 -

氏 名

T E L

在学学校・学部等名

令和 年 4月から令和 年 3月までの生活状況は下記のとおりでしたので、継続して奨学金の貸与をお願いします。

記

### 生活状況

#### 1 経済状況

- ・生計を一にしている家計状況が、出願時又は前回の生活状況書提出時に比べて  
ア ほぼ変わらない イ 苦しくなった ウ その他

本人の状況：具体的に記入

#### 2 学校生活の状況

- ・教養と専門的知識を深めるため、講義等に  
ア 積極的に参加した イ あまり参加しなかった ウ その他

具体的に記入

- ・クラブ活動、サークル活動等への参加（具体的に記入）

様式9（規程第16条）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

## 奨学生異動届

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号 島奨第 - 号

奨学生本人住所〒 -

氏名

TEL

第 連帯保証人住所〒 -

氏名

TEL

下記のとおり異動事項が生じましたので、公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程第16条の規定により異動届を提出します。

### 記

#### 1 異動事項（該当の個所を○で囲み、その日付等を記入してください。）

ア 休学（令和 年 月 日付、休学期間）

イ 転学（令和 年 月 日付、転学先の学校名）

ウ 長期欠席（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）

エ 退学（令和 年 月 日付）

オ 退学処分（令和 年 月 日付）

カ 停学処分（令和 年 月 日付、停学期間）

その他の処分（令和 年 月 日付、処分の内容）

キ 日本学生支援機構奨学生に採用になった（令和 年 月 日付）

ク 復学（令和 年 月 日から）

ケ 奨学金返還誓約書（借用証書）記載の第一連帯保証人又は第二連帯保証人を変更する

コ 奨学金返還誓約書（借用証書）の本人又は第一連帯保証人若しくは第二連帯保証人の記載事項に変更が生じた

#### 2 異動理由（上記ア～クに該当する場合、具体的に記入）

※（ケ又はコの場合は、奨学金返還者異動届1又は2（様式14）も提出してください。）

様式11（規程第18条関係）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※奨学生本人が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消える  
ボールペンは使用できません。

令和　　年　　月　　日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

（願出者）

奨学生番号 島奨第　　－　　号

住 所 〒　　－

氏 名

### 島根県育英会奨学金貸与復活願

令和　年　月　日付、島育第　号で、奨学金貸与の休止・停止の通知を受けましたが、その事由が消滅しましたので、奨学金貸与の復活をお願いします。

※ 奨学金貸与の休止または停止の事由が解消されたことを、校長が証明する文書を添付すること。（復学証明書、進級確認書、成績証明書等）

様式12（規程第19条関係）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消える  
ボールペンは使用できません。

## 奨 学 金 辞 退 届

下記により島根県育英会の奨学金を辞退しますので、公益財団法人島根県育英会奨学金貸与  
規程第19条の規定により、第一連帯保証人と連署のうえ届け出ます。

令和 年 月 日

奨学生番号 島奨第 — 号

住 所 〒 —

氏 名

第一連帯保証人

住 所 〒 —

氏 名

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

記

1 辞退期日

令和 年 月分以降

2 辞退理由（具体的に記入する）

---

---

---

---

様式14（規程第27条関係）

(このページをコピーして書類を作成してください。)

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

## 奨学金返還者異動届・1（連帯保証人変更届）

借用金額

円

私は、公益財団法人島根県育英会の奨学生として上記の金額を借用しました。については、公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程の規定を守り、「奨学金返還のてびき」記載の取扱にしたがい借用金額を返還することを誓約します。

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号			実印	本人欄の記入は必須 （本人自署）  それぞれある人の印欄のみ全て記入してください。 →
	印鑑登録証明書に記載の住所	〒 -			
	フリガナ		勤務先名 ☎		
	氏名				
第一連帯保証人	電話番号	(自宅) (携帯)			
	印鑑登録証明書に記載の住所	〒 -			
	フリガナ		勤務先名 ☎		
	氏名				
第二連帯保証人	電話番号	(自宅) (携帯)			
	本人との関係				
	生年月日				
	印鑑登録証明書に記載の住所	〒 -			
第二連帯保証人	フリガナ		勤務先名 ☎		
	氏名				
	電話番号	(自宅) (携帯)			
	本人との関係				
生年月日					

※1 本人欄の記入は必須、次に変更のある人（該当者）の欄をいずれも自署で記入する

※2 本人、該当者の欄に実印押印のうえ印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内の原本）を添付する

1 異動事項（※の該当箇所を○で囲んでください。）

借用証書記載の（※第一連帯保証人・※第二連帯保証人）を変更する。

2 異動の理由（具体的に記入）

--

3 時効についての確認事項

奨学生又は連帯保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の奨学生又は連帯保証人にも及ぶこととします。

4 管轄の合意

民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

様式14（規程第27条関係）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※各自が自筆で記入してください。

※黒か青のボールペンを使って記入してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

## 奨学金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）

借用金額

円

私は、公益財団法人島根県育英会の奨学生として上記の金額を借用しました。については、公益財団法人島根県育英会奨学金貸与規程の規定を守り、「奨学金返還のてびき」記載の取扱にしたがい借用金額を返還することを誓約します。

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号			勤務先名  ☎	（本人自署）
	住民票に記載の住所	〒 -			
	フリガナ				
	氏名				
電話番号	(自宅) (携帯)				
第一連帯保証人	住民票に記載の住所	〒 -			変更のある人の欄のみ全て記入してください。 それぞれ自署してください。
	フリガナ			勤務先名	
	氏名				
	電話番号	(自宅) (携帯)			
	本人との関係				
生年月日					
第二連帯保証人	住民票に記載の住所	〒 -			
	フリガナ			勤務先名	
	氏名				
	電話番号	(自宅) (携帯)			
	本人との関係				
生年月日					

※1 本人欄の記入は必須、次に変更のある人の欄をいずれも自署で記入する

※2 住所変更の場合は住民票（発行後3か月以内の原本）を添付する

※3 姓変更の場合は戸籍抄本（発行後3か月以内の原本）を添付する

1 異動事項（※の該当箇所を○で囲んでください。）

借用証書記載の（※本人・※第一連帯保証人・※第二連帯保証人）の記載事項に変更が生じた。

2 異動事項の内容（具体的に記入）

3 異動の理由（具体的に記入）

4 時効についての確認事項

奨学生又は連帯保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の奨学生又は連帯保証人にも及ぶこととします。

5 管轄の合意

民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。





